第８回 北広島市外部評価委員会　会議録

日時：平成２２年１０月４日（月）
午前：９時３０分～１１時１２分
会場：中央会館　１階　集会室

出席者
委　員　天羽　浩、神沼幸子、小松直之、澤井將美、村川　亘
事務局　工藤改革推進課課長、西澤主査

会議の要点を付記し、正確を期するためにここに署名する。

委員長　　村　川　　亘

署名委員　　澤　井　將　美

○ 「医療体制の充実」の評価検討について（11 事務事業）

委員長：検討に入りますが、健康推進課の救急医療啓発普及事業について担当の A 委員、意見があれば。

A 委員：簡単に説明しますと、前回、講演の内容が救急医療と関係ないもの実施しているのと、道が推奨しているＡＥＤの普及がこの事業の中では触れられていない。実施要領と実施内容に整合性がないという趣旨で書いている。

委員長：条例・要綱を制定しなさいとは言えないのか。実態に合わせるように要綱を制定すればいいのであって、要綱を作らないから不都合が出ている。

D 委員：要綱の制定が望まれると入れた方が良いのではないか。

委員長：そうすれば、ＡＥＤは消防の救急隊の方が実施するので、こちらでは実施しなくてもいい。

A 委員：２番目の在宅当番医制ですが、１日当たり 22,240 円という人件費の設定がされているのが、近隣の市町村と比較するとやはり差がある。1 万円のところもあれば、7 万円というところもあって、単価設定がよく理解できないということでしたので、設定の根拠を明確にとした。

委員長：午前７時から９時までの受診者数が 314 人。午後の５時から７時までが 718 人で、倍の人数になっている。現実問題として、１日１人もいないわけで、これの見直しも必要ではないか。救急医療で診察するといっても、夕方と朝のそれぞれ２時間づつだけであり、利用者の実態から、余程のことでなければ２時間待って９時に見てもらえば済むのでは、と考えることはできないか。

A 委員：夕方は必要ないということか。

委員長：朝の方です。

D 委員：夜間急病センターと一般開業医との診療時間の空白時間は、朝の２時間と夕方の２時間だが、朝の利用率が非常に少ないことから、朝の２時間については必要ないのではないか。

委員長：土日、祝日は非常に利用率が高いが、平日の朝２時間と夕方の２時間はそんなに必要性はないと思う。２時間待てば診察してもらえるので、他の市ではないところもあり、恵庭市は実施していない。

　むしろ、この時間帯は、歯科医と同じように、千歳市、恵庭市、当市でプールして考えたり、夜間急病センター、あるいは平日の勤務時間内にできないかと思う。利用者に比べて支払いの費用が高いと思う。

D 委員：予算的に 24,000 千円となっている。

A 委員：個人的には、歯と病気とはレベルが違うと思う。

D 委員：救急車で搬送した場合には、在宅当番医制とは関係なくなる。この時間帯の朝７時から９時までの救急車を使う件数がどれくらいあるのか、その調査をする必要があるのかもしれない。
　それと実際に、この在宅当番医制の７時から９時までの間にどんな病状で受診しているのか、そうしたことは把握はできないか。

事務局：救急車についてはわかると思う。委員会の意見として、朝の時間については、実態に合わせて見直すということもできると思う。

委員長：外傷外科的なものであって緊急を要する場合なら分かるが、風邪をひいて具合が悪いというようなことがあればもう少し我慢してもらうということもできるのではないか。

D 委員：在宅当番医の場合には、熱が出てなかなか下がらないので、７時から９時までの間、会社に行く前に診てもらうといったケースの方が多いのではないかと思う。重度の場合は救急車を呼ぶと思う。

委員長：朝の利用は昨年の場合は 314 人であったが、大まかな傾向だとか、そういった診療の中身を知りたい。その結果、どうしようもないというのであれば、当然継続になる。

D 委員：実態に合わせた見直しを検討すべきだと思う。

委員長：利用実態を精査し、見直しを検討すべきではないか。平日の午前と午後の２時間の在宅当番医については、実態に合わせて再検討の余地があるとの意見で良いのではないか。

委員長：医療費適正化特別対策事業費についてはどうですか。

B 委員：委託する場合に金額が変わらなければ見直しではなく、継続にすれば良いと思う。レセプト点検を業務委託するとしているが、業務委託しても金額があまり変わらない。これ以上削減が難しいのであれば、評価としては「見直し」ではなく、「現状継続」だと思う。

D 委員：臨時職員等で行っていた業務を、委託業務に変えるから「見直し」としたのではないか。

B 委員：金額も変わっていないので現状継続で良いと思う。保健衛生普及費だが、パンフレットを購入し、それを講習会等で配布するとの説明であったが、購入で良いのか。

事務局：購入するということです。

B 委員：パンフレットの作成ではなくて、既成のパンフレットの購入であれば、「医療費適正化特別対策事業費」と統合しても良いのではないか。

委員長：この保健衛生普及費は「医療費適正化特別対策事業費」と統合にします。

Ｄ委員：通常の経費であって、政策的経費ではないと思う。

Ｂ委員：「特定健康診査・特定保健指導事業」だが、受診率が25％で、今後35％・50％に上げていけば必然的に金額も上がっていくが、現状継続で優先度は高く、２と考える。

○ 「社会参加の促進」の評価検討について（８事務事業）

委員長：これはこれでよろしいですね。それでは、福祉課の「精神保健福祉推進事業」。

Ｃ 委員：事業そのものについて全く異論はないが、外部委託しても経費の減少が伴わず、むしろ一般財源の持ち出しが増えていくことになると、見直しではなく、現状継続になるのではないか。
　それともう一つ、障がいの種別によって分けるのは歴史的なものがあるのと思うが、地域活動支援センター事業と両方、精神と身体障がい者と合わせて１つの事業にすべきではないかと思う。この見直しと現状継続の考え方はどうだろうか。

Ｄ委員：ＮＰＯ法人に委託するから見直しということか。

事務局：見直しというのは今までの方法や手段を変えるということで、今回はＮＰＯ法人に委託するということから、見直しと自己評価をしている。

Ｃ委員：経費的には、拡大していないが減少してもいない。むしろ、一般財源の持ち出しになっている。その面ではスタイルは見直しかもしれないが、形としては現状継続ではないか。委託するということは金をかけないで効率化する趣旨だと思うが、現状においては、金額は減少していない。

委員長：現状継続でも良いと思う。評価が現状継続あるいは統合とあるが、統合を視野に入れるべきだとの意見となっているので現状継続で良いと思う。
　意見の中の「見直しと評価すべきである」は外しますか。

Ｃ委員：外しても良いが、外部評価ではそのような見方があるということを伝えていただければ良い。

委員長：これはその他の意見として入れてはどうでしょうか。昨年の報告書の様にしていただければと思う。

Ｃ委員：外部委託することによって、効率化及び事業費の減少を意図しながら明確ではないところが一番問題なので、そのへんのところをきちっとしていただきたい。

委員長：そこに出ていた意見で、外部評価全体の意見ではなく、こういう論議の過程で出ていましたと明確にすれば良いと思う。

Ｃ委員：そのようにしてください。

委員長：その次の「コミュニケーション支援事業」。

C 委員：これも異存はないと思う。「地域活動支援センター事業」の評価の「統合」を消して「統合も視野に入れて」ということで現状継続とします。

委員長：それでは、次の「障がい者等交通費助成事業」。

D 委員：事業としてはこの通りの評価で良いと思うが、対象者が増加してきていることと、財政負担も大きくなることが予想されることから、今後財政状況等を見ながら、支給の対象者や支給額の見直しの検討も必要ではないかという意見です。

次の「精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成事業」だが、事業としてはこの通りの評価で良いと思う。

次の「心身障がい児･者通所施設運営費補助事業」だが、これはこの通りで特に問題はないということで現状継続としている。

最後の「障がい者団体補助事業」だが、昭和 46 年から開始して約 40 年になるが、今補助しているのは 4 団体。一番新しいので昭和 58 年。その事業内容から、平成 21 年度に公募型の公益活動事業補助金ができたこともあり、その補助金を有効に活用していただくこととして、この単独の事業は廃止しても良いのではという意見です。

委員長：市としてアピールすべき事業はある。だけどこのようなものは整理統合しても良いのではないか、そういう面ではメリハリが効いていると思う。

D 委員：公益活動事業補助金に応募してもらい、市がそれを審査のうえ採用すればいいわけです。市としても事業があるから補助しているという感じも見られ、必ずしも有益な使い方ではないとも思われる。

委員長：現状の公益活動事業補助金に該当しないのであれば、その補助金の要綱の中に 1 項目入れれば良いと思う。

D 委員：要綱を改正するなり、要綱に沿った事業をしてもらうべきだと思う。制度ができ、それに該当しない部分があるのであれば、該当するように団体に努力してもらうなり、考えてもらうなりしてその制度に沿った形で補助してもらう方が良いと思う。

意見としては、「廃止の方向で検討すべきである」としており、必ず廃止というものではない。

委員長：それでは一応、市民課の重度心身障がい者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業のこの３点については、「現状継続」とした。

通院交通費助成事業については、本市独自の福祉対策の１つであるという１項目を入れて、趣旨は同じとした。市独自の福祉対策は、この通院交通費のほか、乳幼児医療の上乗せ制度のように北広島市独自のものが沢山あるが、アピールにかけている面があり、そのような形で強調したいと思う。

また、健康推進課の当番医制度は、時間と実態を見直して、それに合わせた支出にしてほしいと強調したいと思う。

○ 「教育内容の充実」の評価検討について（22 事務事業）

委員長：前回残した「教育内容の充実」の、「児童生徒の通学費助成事業」から検討します。
「児童生徒の通学費助成事業」については、評価が「現状継続」でランクは「②」、これでよろしいですか。「郷土資料教材化事業」は、副読本というお金のかかる本は作らなくてもＷＥＢでということですか。

Ｂ委員：そうです。完全にやめて良いかどうかは分かりませんが。

委員長：やめて必要ならばその都度コピーを作るなどして、必要な資料を作ることもできる。このような分厚い本はいらないと思う。

Ｂ委員：福祉の関係は当たり前の話で、そんなに立派な物はいらないと思う。

委員長：教育環境が非常に良くなっている。昔であればなかったような電子黒板、パソコン、プロジェクター等があり、そうした機械を使うことができる。

Ｄ 委員：１つあれば良いと思う。授業で使う場合、プロジェクターで映せば良いと思う。その方がビジュアルで吸収されやすいので効果も高いと思う。

委員長：「見直し」で「④」で良いと思う。
次の英語指導助手招致事業は、自己評価が拡大なのに、外部評価は「現状継続」となっており随分違う。

Ｂ委員：小学校の授業数が増えるので、拡大とも思ったが、内容としては、１日３時間の授業ではなく、もっとできるのではないかと思い、検討してほしいということから現状継続という意見です。
小学校にも導入され、時間が増えるが、もう少し効率的にできるのではないか。外国から来た先生は、アルバイトも可能ではということも聞く。教える方も教えたいのに熱意も減るということも聞く。

委員長：そうしたことが市民サイドの意見だと思う。労働協約、労働環境のことを言えば、そうした話は出てこないと思うが、現実的には、もうちょっと工夫の余地があり、もっとできるはずなのに、アルバイトなどという話ではないと思う。

事務局：教育用コンピュータ整備事業だが、教育用サーバー整備事業と統合して額が少なくなれば「④」という話をしましたが、今後、中学校の整備に入るということです。金額の多少の増減はあるが、予算額は当然増えますのでランク「④」ということにはならないと思う。

委員長：少なくても、統合して効果は出していただきたいということもあり、ランクは「③」ということになる。

委員長：次は、校長会と教頭会ですが。

Ｂ委員：事業の中でどこに充当されているか分からない点もあり、事業自体に実費支給ということを入れていただきたいと思う。

委員長：長年補助金が支出されているので今年もという面もないとはいえないので、どこに使っているのか明確にしたほうが良いと思う。内容を精査してほしいという考え方です。

委員長：「教育研究会補助金」はこれで良いですか。

D 委員：小学校教育振興補助事業と中学校教育振興補助事業ついては、統合ということで「見直し」。また、ボランテイア活用事業等の統合も検討すべきで、予算も前年度並みでいいということで、ランクは「③」と言うことで良いと思う。

委員長：これはこれで良いと思う。特にありませんね。

B 委員：英語助手だが、ランク「③」では厳しいとも思う。「②」ということも考えられる。子供にかかわる部分は厳しくしたくないという思いもある。

D 委員：事業としては拡大だと思う。しかし、内容についてはもっと検討すべきだと思う。予算は前年度並みであっても、事業の重要性から「②」だと思うが、外部評価委員として全体が「③」であればそれはそれで良いとは思う。

国の文科省の方針がそうであれば、その方針に沿う形で実施すべきだと思う。小学校の児童に対してどこまで英語教育を期待するのか、そのために英語助手を必要として授業を行っているというところが定義としてしっかりしていないから意見もバラバラになると思う。

文科省では、小さいときから英語にかかわり慣れるというか、そういうものが必要だとの狙いがあると思う。

B 委員：小学校では異文化ということで英語にはこだわっていない。

委員長：必要だから指導助手を導入するということだと思う。しかし、その指導助手の実態が分からない面がある。外国から来た若い学生を先生にして触れれば良いという時期は過ぎたと思う。今までと同じやり方で小学校まで広げることがどうなのか、考える時期に来ていると思うので、案のとおり、内容を精査して実施してほしいというのは良いタイミングだと思う。必要だとは思うが、こうした方法で効果があるかというと正直なところ疑問がある。実施するのであれば最初に考え方をしっかり決めてやるべきだと思う。

後は、「中学校体育連盟交付金交付事業」と「中学校文化部活動大会出場費助成事業」は現状継続という意見です。

「進路指導連絡協議会交付金交付事業」は必要だけれども、予算のところで「③」としている。絶対的に必要かと言われれば、何か状況が悪くなった時には減らされてもしかたがない面もあるという意味でランクを「③」にしている。

事務局：後はランク的によろしいですか。今後、語句なども整理します。

委員長：事務事業の中にある補助金でヒアリングの必要はあるのですか。
今まで聞いた話の中で判断すればいいわけですから。

事務局：それで残りの分をどうするかですが。

Ｄ委員：担当者を決めていますから、担当者がヒアリングを実施して評価をしたいという要望があれば、事務局の方に連絡するということで良いと思う。

委員長：早めに資料をいただき、検討する時間をつくり、ヒアリングを行う補助金を決めて、集中的に行いたいと思う。他に何か質問等ありますか、なければ本日はこれにて終了します。ご苦労様でした。

（注）発言を要約したものであり、発言をすべて記述したものではありません。